

第32回 参議院契約監視委員会 定例会議 議事概要

開催日	平成29年1月17日(火)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成28年8月1日～10月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	2件	契約件名	本館登退庁表示設備用整流装置その他改修工事
		契約相手方	株式会社GSユアサ
		契約金額	13,824,000円
		契約締結日	平成28年9月5日
	2件	契約件名	衛視用ワイシャツ (男子用長袖) 393着外3件調達
		契約相手方	株式会社アバンセユニ
		契約金額	7,994,700円
		契約締結日	平成28年9月1日
随意契約	2件	契約件名	分館自家発電設備燃料槽増設工事
		契約相手方	株式会社関電工
		契約金額	66,204,000円
		契約締結日	平成28年8月10日
	2件	契約件名	参議院情報ネットワークシステムの更改に伴う国家公務員ICカード等発行管理システムの互換性改修等役務
		契約相手方	日本電気株式会社
		契約金額	1,490,400円
		契約締結日	平成28年9月1日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>岡崎副部長より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について 営繕課及び電気施設課分に2件、会計課分に1件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について 日本電気株式会社外8者に該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について 該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の関口委員より、審議対象期間に締結した26件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から2件、それぞれ抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 分館自家発電設備燃料槽増設工事 随意契約方式（不落・不調）[工事]</p> <p>B. 本館登退庁表示設備用整流装置その他改修工事 一般競争入札方式（総合評価）[工事]</p> <p>C. 参議院情報ネットワークシステムの更改に伴う国家公務員ICカード等発行管理システムの互換性改修等役務 随意契約方式（特命）[役務]</p> <p>D. 衛視用ワイシャツ（男子用長袖）393着外3件調達 一般競争入札方式（最低価格）[製造]</p> <p>事案Aは、随意（不落・不調）契約のため、金額的重要性に着目し、「予定価格の妥当性</p>	

(予定価格が低すぎたのか)」及び「随意契約で契約価格減額を可能とした要因及びプロセスの確認(先方の当初入札価格からみて大幅に減額した形で契約締結)」についてそれぞれ検討する。

事案Bは、予定価格に対する契約金額の著しい低さ等に着眼し、「予定価格の妥当性(予定価格が高すぎたのか)」、「契約金額の妥当性(低価格調査の内容)」及び「総合評価プロセスの妥当性」についてそれぞれ検討する。

事案Cは、日本電気株式会社との平成28年9月1日の随意(特命)契約であることに着眼し、同社が参議院所管の工事に関して、指名停止措置期間中であることとの関係について検討する。

事案Dは、定期的発注であり、一般競争入札(最低価格)とはいえ、高落札率であったことに着眼し、「契約先が固定されていないか」及び「契約金額・予定価格の妥当性」についてそれぞれ検討する。

3. 抽出事案の審議

A. 分館自家発電設備燃料槽増設工事 随意契約方式(不落・不調)[工事]

① 本事案は不落・不調随意契約であり、契約金額は、当初の入札金額よりも大幅に減額した金額であった。予定価格と入札金額に乖離があった理由と、契約に至る経緯及び今後の改善策等について説明願いたい。

② 内訳書の徴取は、1回目の入札時のみか。

本事案の不落・不調随契協議の際に、入札金額に対する内訳書を徴取し内容を精査したところ、単価の違いや同じ作業の計上と思われる箇所が見受けられたため、これらを確認し、減額された金額が提示されたものである。

また、今後の改善策については、仕様書等で施工内容をより分かりやすくすることが必要であると考え。本事案においては、図面又は現場説明書で十分網羅されているとは思いますが、さらに分かりやすく表現に配慮することが考えられる。

工事費内訳書の徴取は、1回目の入札時のみで、2回目の入札以降は、工事費内訳書を徴取していない。

<p>③ 本事案は、電気設備工事の中に建築及び機械設備に係る工事が含まれており、電気設備工事を行う応札者が、協力会社である建築及び機械設備の事業者それぞれ見積りを徴取し、その後の精査が足りなかったのではないかと推測される。</p> <p>④ 電気設備、建築及び機械設備それぞれの役割を仕様書でより明確にすれば、このような積算の乖離は防げるのではないかと推測される。</p> <p>⑤ 本事案は、応札2者とも入札金額が過大であったことから、両者とも積算の違いがあったのではないかと推測できるが、どのように考えるか。</p> <p>⑥ 総価契約の場合、予定価格を下回れば必要条件を満たしていることになるが、応札者側の積算に単価の違い等があれば、契約金額に高止まりが生じていることになり、適正な落札金額とは言えないのではないかと推測される。応札者の積算に違いが生じないように、対策が必要ではないかと推測される。</p>	<p>委員御指摘のとおり、元請けの事業者には、下請けの工事内容を査定できる能力が求められる。最近の傾向としては、下請けの見積りをそのまま採用して内訳を作成してしまっていると思われるものがあり、その結果、乖離が生じてしまうケースが見受けられた。</p> <p>委員の御指摘部分については、本事案の図面で明記しているにもかかわらず、積算の乖離が発生してしまった。</p> <p>応札者が昨年度と同種工事を参考としているとすると、本事案は過半の規模であったため、重機を使うか手作業で行うか等、施工方法、積算の考え方が異なることで積算の違いは発生すると考えられる。</p> <p>対策としては、仕様書や現場説明書等の発注図書において施工条件や工事区分等の内容をより分かりやすくしていくことを考える。</p>
<p>B. 本館登退庁表示設備用整流装置その他改修工事 一般競争入札方式（総合評価）[工事]</p>	
<p>① 本事案は、低入札価格調査を行ったが、調査の結果、応札した価格でも履行が可能と判断した理由は何か。</p> <p>② 低価格で入札した理由について、調査対象業者にヒアリングを行っているのか。</p> <p>③ 本館登退庁表示設備用整流装置に係る改</p>	<p>調査報告書に記載があるとおり、調査対象業者は、長きに渡り直流電源装置等の製造・販売を行っているメーカーであることや、施工経験や製品について知識がある技術者を効率的に配置できることなど、理由説明に問題が見受けられないことから、本事案の受注は問題ないと判断した。</p> <p>調査に当たっては、低入札価格調査回答に基づきヒアリングを行っている。</p> <p>前回の改修は15年前であり頻繁に行われ</p>

<p>修工事が、頻繁に行われる工事であれば、前回の実績を参考として、入札することもできるのではないかと。</p> <p>④ 低入札価格調査の結果、調査対象業者は、これまでの実績で、比較的有利な条件で機器等の調達ができる状況にあったのか。</p> <p>⑤ 総合評価結果を見ると、応札した2者のうち、落札者は、加算点は若干低かったが、入札金額が安かったため、落札できたものである。このようなことはよく起こり得るのか。</p> <p>⑥ 総合評価の評価基準表の項目の見直しは、よく行われるのか。</p>	<p>る工事ではないため、前回の実績を参考にはできないと考える。</p> <p>機器の主要な部品である電池は、その性質上、作り置きできないものであり、本事案の場合は、落札者の量産の時期にたまたま一致したため、安く調達できたと考えられる。</p> <p>総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定するものである。本事案は、その評価した結果に基づいたものである。</p> <p>頻度は多くないが、必要に応じて見直しは行っている。</p>
<p>C. 参議院情報ネットワークシステムの更改に伴う国家公務員 IC カード等発行管理システムの互換性改修等役務 随意契約方式（特命）[役務]</p> <p>① 本事案は随意契約であるが、契約相手方は、「参議院所管の工事」に関して指名停止措置期間中であつたのではないかと。</p> <p>② 仮に、今回指名停止措置を執っていたとしても、内規により随意契約の相手方とすることができるのではないかと。</p> <p>③ 国家公務員 IC カード等発行管理システムの改修は、契約相手方にしかできないのか。</p>	<p>本院の内規によれば、本事案は指名停止措置には抵触しない。</p> <p>委員御指摘のとおりである。</p> <p>当該システムは、本件契約相手方が構築し、保守業務を行っているシステムであるため、当該者が唯一改修できる者である。</p>
<p>D. 衛視用ワイシャツ（男子用長袖）393着外3件調達 一般競争入札方式（最低価格）[製造]</p> <p>① 本事案の予定価格の積算に係る人件費上昇分の取扱いについて、説明願いたい。</p>	<p>本事案の予定価格の積算に当たっては、昨年度と比較して、材料費及び加工費に変動があったか、見積りで確認したところ、材料費に変動はなかったが、加工費（人件費）が、</p>

<p>② 資料によると、過去3年の落札者が同じ業者であり、他の応札者もだいたい同じ業者であるとのことによいか。</p> <p>③ 落札者は、価格も品質も適正であるとのことによいか。</p> <p>④ 予定価格積算に当たっては、一般競争入札における予定価格を低めに設定することによって、その後の随意契約においても価格を低めに抑えることができると想定しているのか。</p> <p>⑤ 制服の製造に関して、他省庁の状況はどうか。</p>	<p>9～10%程度上昇していた。また、工数積算時に使用している資料においても同様に、8%程度の賃金の上昇が確認できた。</p> <p>人件費上昇分の予定価格への反映については、毎年度行くと、際限なく価格が上昇してしまうおそれがある。したがって、昨年度の予定価格の積算において適切に反映させたことから、本年度は、人件費上昇分の反映を見送ったところである。</p> <p>本事案のように、ロットが少ない制服製造を行う業者は、数社に限られており、新規参入もなかなかないことから、どうしても同じ業者が応札している現状である。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>委員御指摘のような効果は想定していない。</p> <p>また、物品製造の場合は、予定価格が250万円を超えない契約は、少額の随意契約によることができるとされているため、調達数量によっては、一般競争入札を行わない年度もあり、その場合は直近の契約金額の単価を参考とする場合もある。</p> <p>本事案の落札者は、衆議院の衛視用制服の受注実績があると聞いている。</p>
---	---